

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月13日提出
【計算期間】	LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型） 第14特定期間 LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型） 第14期 （自 2020年8月18日至 2021年2月15日）
【ファンド名】	LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型） LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
- 主にニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

< LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型） >

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回			
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券・一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型） >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
		債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ()
一般	(隔月)	アジア		
公債	年12回	オセアニア		
社債	(毎月)			
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券・一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げ

る資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

特色1 主としてニュージーランド・ドル建ての債券に投資を行います

- LM・ニュージーランド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主としてニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資を行います。
- 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB－／Baa3以上）の格付けが付与された、またはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。

債券の格付

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（「毎月分配型」または「年2回決算型」）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

特色2 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円とニュージーランド・ドルとの為替変動の影響を受けます。

※ 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

WESTERN ASSET

ウエスタン・アセット

- －設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- －運用資産約4,845億米ドル。(約50兆円)*

*2020年12月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年12月末現在の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝103.50円)によります。

(注) 2021年4月1日現在の情報をもとに作成しております。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

- －マザーファンドの投資顧問会社
- －運用資産約166億米ドル。(約1.7兆円)*

特色4 毎月分配型と年2回決算型があります

LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

毎月の決算時に、安定した分配を行うことを目指します。



LM・ニュージーランド債券ファンド(年2回決算型)

年2回の決算時に、元本の成長を重視して分配金額を決定します。



(注) 委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

毎決算時(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・ニュージーランド債券ファンド(年2回決算型)

毎決算時(毎年2月15日および8月15日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

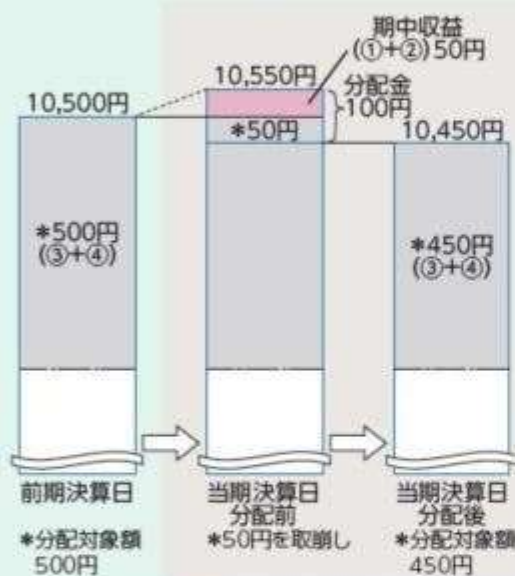
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



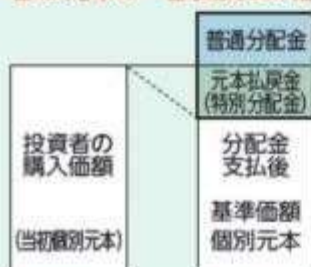
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

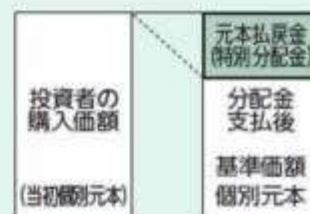
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ 各ファンド、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

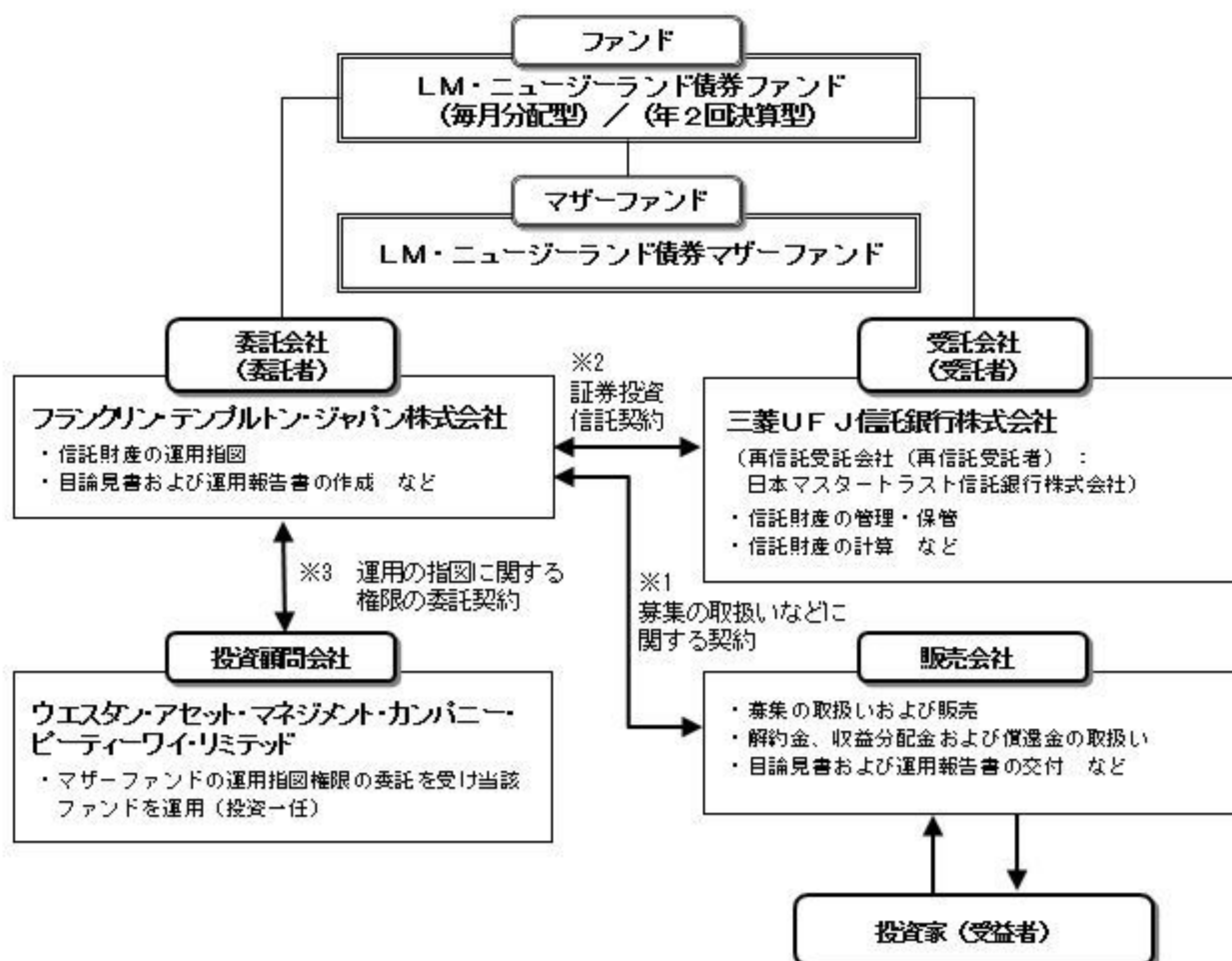
(2) 【ファンドの沿革】

2014年2月28日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2021年4月1日現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録

2021年4月1日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① LM・ニュージーランド債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② LM・ニュージーランド債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）>

<LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）>

LM・ニュージーランド債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるLM・ニュージーランド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券

- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券並びに12) 及び17) の証券または証書のうち1) の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券並びに12) 及び17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) 及び14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1) から6) までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

< LM・ニュージーランド債券マザーファンド >

主にニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券並びに12) 及び17) の証券または証書のうち1) の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券並びに12) 及び17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) 及び14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<LM・ニュージーランド債券マザーファンド>

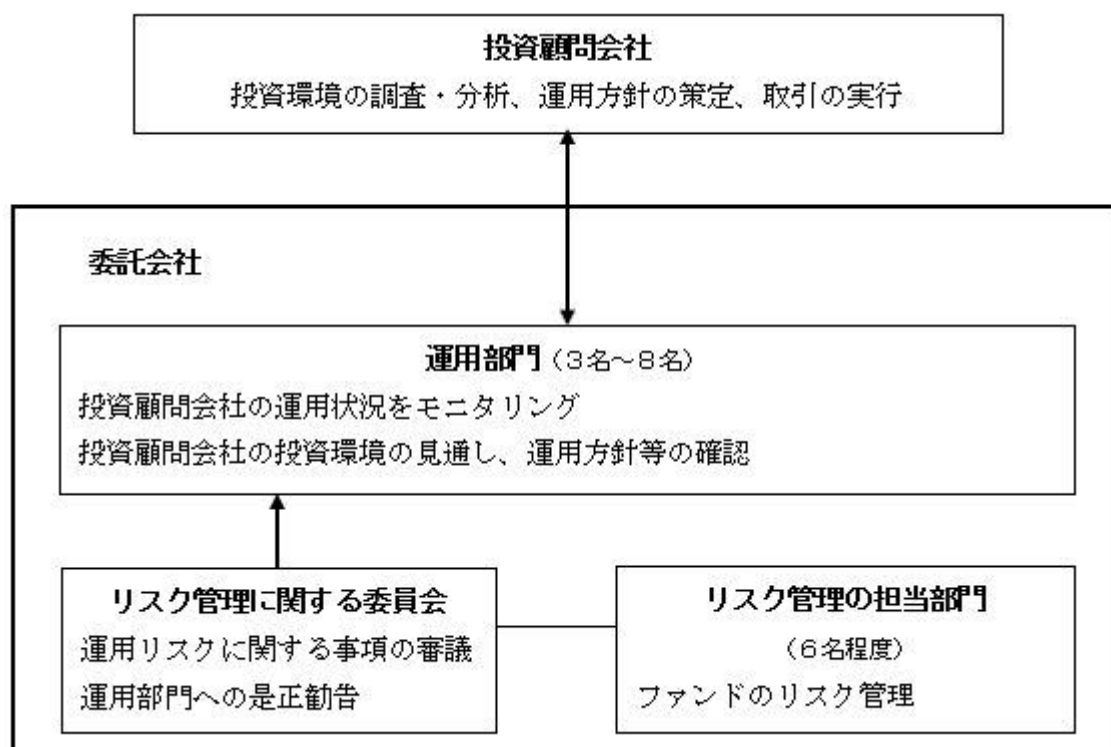
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主にニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主にニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資を行います。 ② 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB－/Baa3以上）の格付けが付与された、またはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ④ 運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに委託します。
主な投資制限	① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

■ファンドの運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する

る権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ①委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署、権限を規定しております。また実際の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しております。
- ②運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2021年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時[※]に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

※「毎月分配型」は、第１計算期間及び第２計算期間は収益分配を行いません。

- １）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- ２）収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- ３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）＞

＜LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）＞

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

9) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法

施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

11) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

12) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ) 13) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
ヘ) 13) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヘ）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヘ）において同じ。）を取り決め、その取り

決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

15) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の1.および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産

に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

20) 資金の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< LM・ニュージーランド債券マザーファンド >

1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

2) 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

4) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

9) 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10) 信用取引の指図範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

11) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

12) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 13) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ) 13) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下へ）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下へ）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

15) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の1.および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

① 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

② 金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④ 外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑤ デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

<その他の留意点>

① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基

準価額が影響を受けることがあります。

- ④ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

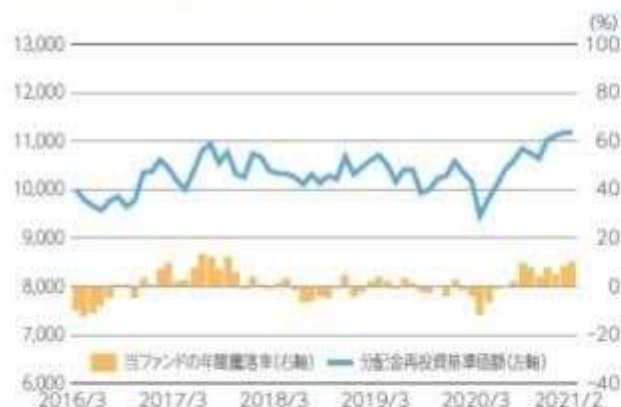
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

※上記体制は2021年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2016年3月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

LM・ニュージーランド債券ファンド(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2016年3月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(※)各資産クラスの指数

日本株 …東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の

対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.43%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.30%	0.63%	0.63%	0.04%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。
 - 1）信託財産に関する租税
 - 2）信託事務の処理に要する諸費用
 - 3）借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息
 - 4）当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
 - 5）先物取引・オプション取引等に要する費用
 - 6）外貨建資産の保管等に要する費用

※当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。
- ② 上記①の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中で

あっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

- 1) 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
 - 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
 - 3) 公告費用
 - 4) 格付費用
 - 5) 受益権の管理事務に関連する費用
- ③ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記①の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。
- ④ 上記①及び②のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。
- 1) 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
 - 2) 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
 - 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 - 4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用
- ⑤ 上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

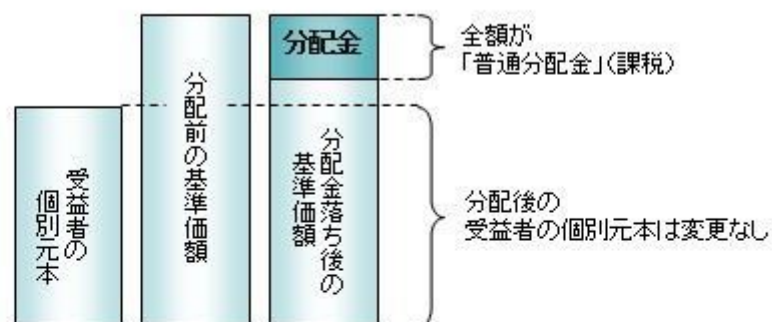
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

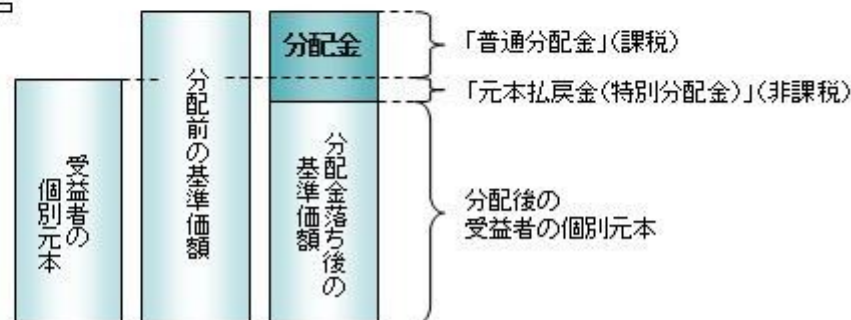
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は、2021年2月26日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,071,585,559	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,384,657	△0.05
合計(純資産総額)		3,070,200,902	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・ニュージーランド債券マ ザーファンド	2,429,475,251	1.2684	3,081,546,409	1.2643	3,071,585,559	100.05

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
--	----------	---------

期間末	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2014年 8月15日)	6,039,937,085	6,098,292,828	10,212	10,332
第2特定期間末 (2015年 2月16日)	7,497,655,052	7,621,769,816	10,757	10,957
第3特定期間末 (2015年 8月17日)	10,511,430,764	10,733,552,501	9,867	10,107
第4特定期間末 (2016年 2月15日)	9,415,183,759	9,671,141,530	9,043	9,283
第5特定期間末 (2016年 8月15日)	8,647,238,905	8,886,113,893	8,871	9,111
第6特定期間末 (2017年 2月15日)	7,846,447,323	8,063,524,148	9,459	9,699
第7特定期間末 (2017年 8月15日)	6,933,875,973	7,128,671,934	9,319	9,559
第8特定期間末 (2018年 2月15日)	6,602,959,584	6,776,000,863	8,957	9,187
第9特定期間末 (2018年 8月15日)	5,359,170,371	5,481,042,683	8,358	8,538
第10特定期間末 (2019年 2月15日)	5,107,606,528	5,218,336,766	8,582	8,762
第11特定期間末 (2019年 8月15日)	4,359,373,646	4,459,565,254	8,060	8,240
第12特定期間末 (2020年 2月17日)	3,880,368,378	3,933,410,804	8,121	8,226
第13特定期間末 (2020年 8月17日)	3,578,201,014	3,619,466,696	8,288	8,378
第14特定期間末 (2021年 2月15日)	3,103,897,234	3,138,641,241	8,666	8,756
2020年 2月末日	3,824,679,514	—	8,032	—
3月末日	3,533,614,811	—	7,446	—
4月末日	3,606,834,094	—	7,705	—
5月末日	3,714,169,029	—	7,918	—
6月末日	3,679,623,321	—	8,153	—
7月末日	3,695,442,066	—	8,277	—
8月末日	3,550,502,572	—	8,459	—
9月末日	3,378,891,706	—	8,372	—
10月末日	3,279,902,222	—	8,274	—
11月末日	3,304,506,163	—	8,556	—
12月末日	3,221,005,337	—	8,609	—
2021年 1月末日	3,160,287,283	—	8,639	—
2月末日	3,070,200,902	—	8,633	—

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 2月28日～2014年 8月15日	120
第2特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	200
第3特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	240
第4特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	240
第5特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	240
第6特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	240
第7特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	240

第8特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	230
第9特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	180
第10特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	180
第11特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	180
第12特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	105
第13特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	90
第14特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	90

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年 2月28日～2014年 8月15日	3.32
第2特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	7.30
第3特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	△6.04
第4特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	△5.92
第5特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.75
第6特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	9.33
第7特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	1.06
第8特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	△1.42
第9特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	△4.68
第10特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	4.83
第11特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	△3.99
第12特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	2.06
第13特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	3.16
第14特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	5.65

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	6,247,259,998	332,806,244
第2特定期間	4,159,112,984	3,103,363,573
第3特定期間	5,173,804,503	1,490,558,902
第4特定期間	1,091,685,942	1,333,407,717
第5特定期間	677,738,394	1,341,992,552
第6特定期間	424,467,432	1,876,813,425
第7特定期間	1,301,041,425	2,155,903,134
第8特定期間	1,056,190,218	1,124,565,626
第9特定期間	406,408,383	1,365,966,911

第10特定期間	317,266,240	778,080,175
第11特定期間	296,180,328	839,185,971
第12特定期間	150,451,502	780,814,872
第13特定期間	92,871,551	553,666,870
第14特定期間	118,515,663	854,369,182

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,083,721,779	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△486,907	△0.04
合計(純資産総額)		1,083,234,872	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・ニュージーランド債券マ ザーファンド	857,171,383	1.2682	1,087,066,192	1.2643	1,083,721,779	100.04

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2014年 8月15日）	3,500,058,014	3,500,058,014	10,331	10,331
第2計算期間末（2015年 2月16日）	3,370,521,717	3,370,521,717	11,089	11,089
第3計算期間末（2015年 8月17日）	4,322,076,835	4,322,076,835	10,406	10,406
第4計算期間末（2016年 2月15日）	3,847,859,180	3,847,859,180	9,780	9,780
第5計算期間末（2016年 8月15日）	3,639,361,169	3,639,361,169	9,851	9,851
第6計算期間末（2017年 2月15日）	2,842,179,456	2,842,179,456	10,783	10,783
第7計算期間末（2017年 8月15日）	2,297,986,200	2,297,986,200	10,905	10,905
第8計算期間末（2018年 2月15日）	2,032,748,224	2,032,748,224	10,748	10,748
第9計算期間末（2018年 8月15日）	1,762,837,574	1,762,837,574	10,236	10,236
第10計算期間末（2019年 2月15日）	1,602,308,503	1,602,308,503	10,736	10,736
第11計算期間末（2019年 8月15日）	1,438,455,490	1,438,455,490	10,300	10,300
第12計算期間末（2020年 2月17日）	1,413,903,767	1,413,903,767	10,514	10,514
第13計算期間末（2020年 8月17日）	1,308,541,101	1,308,541,101	10,857	10,857
第14計算期間末（2021年 2月15日）	1,091,389,632	1,091,389,632	11,475	11,475
2020年 2月末日	1,395,458,789	—	10,399	—
3月末日	1,292,195,993	—	9,660	—
4月末日	1,330,612,968	—	10,016	—
5月末日	1,365,497,982	—	10,313	—
6月末日	1,310,143,076	—	10,641	—
7月末日	1,314,351,782	—	10,822	—
8月末日	1,325,640,327	—	11,082	—
9月末日	1,190,121,666	—	10,987	—
10月末日	1,120,987,299	—	10,877	—
11月末日	1,123,002,192	—	11,269	—
12月末日	1,116,244,839	—	11,359	—
2021年 1月末日	1,101,643,322	—	11,418	—
2月末日	1,083,234,872	—	11,431	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2014年 2月28日～2014年 8月15日	0
第2計算期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	0
第3計算期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0
第4計算期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	0

第5計算期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0
第6計算期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	0
第7計算期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	0
第8計算期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	0
第9計算期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0
第10計算期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	0
第11計算期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	0
第12計算期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	0
第13計算期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	0
第14計算期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	0

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	2014年 2月28日～2014年 8月15日	3.31
第2計算期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	7.34
第3計算期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	△6.16
第4計算期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	△6.02
第5計算期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.73
第6計算期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	9.46
第7計算期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	1.13
第8計算期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	△1.44
第9計算期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	△4.76
第10計算期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	4.88
第11計算期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	△4.06
第12計算期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	2.08
第13計算期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	3.26
第14計算期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	5.69

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	3,452,080,244	64,100,546
第2計算期間	1,132,886,615	1,481,420,462
第3計算期間	1,639,961,163	525,921,453
第4計算期間	230,557,104	449,493,883
第5計算期間	193,544,476	433,826,081
第6計算期間	161,943,987	1,220,358,302

第7計算期間	129,002,876	657,594,994
第8計算期間	226,484,122	442,393,388
第9計算期間	19,636,967	188,770,429
第10計算期間	35,979,418	265,779,680
第11計算期間	68,784,749	164,633,684
第12計算期間	35,714,915	87,466,127
第13計算期間	10,072,222	149,660,875
第14計算期間	17,191,288	271,344,201

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

LM・ニュージーランド債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ニュージーランド	1,195,607,014	28.77
地方債証券	フィンランド	23,233,283	0.56
	ニュージーランド	580,674,249	13.97
	小計	603,907,532	14.53
特殊債券	ドイツ	30,977,555	0.75
	オーストラリア	19,317,120	0.46
	ニュージーランド	19,897,969	0.48
	国際機関	205,913,909	4.96
	小計	276,106,553	6.64
社債券	オランダ	40,696,202	0.98
	ニュージーランド	1,854,470,904	44.63
	香港	78,298,938	1.88
	韓国	17,367,643	0.42
	小計	1,990,833,687	47.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	88,951,973	2.15
合計(純資産総額)		4,155,406,759	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	--------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------	------	-----------------

1	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,600,000	9,515.58	437,717,024	8,835.28	406,423,338	3.500	2033/4/14	9.78
2	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,240,000	9,518.86	308,411,149	9,217.62	298,651,079	4.500	2027/4/15	7.19
3	ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	3,300,000	9,340.75	308,244,959	9,002.08	297,068,943	4.500	2027/4/15	7.15
4	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,940,000	8,777.45	258,057,186	7,947.87	233,667,600	2.750	2037/4/15	5.62
5	国際機関	特殊債券	NORDIC INVESTMENT BANK	1,600,000	8,835.75	141,372,125	8,628.40	138,054,544	3.875	2025/9/2	3.32
6	ニュージーランド	地方債証券	AUCKLAND COUNCIL	1,200,000	8,993.12	107,917,458	8,892.05	106,704,713	5.806	2024/3/25	2.57
7	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,140,000	8,945.39	101,977,533	8,523.13	97,163,750	3.000	2029/4/20	2.34
8	ニュージーランド	社債券	WESTPAC NEW ZEALAND LTD	1,200,000	7,849.70	94,196,409	7,839.48	94,073,824	3.795	2021/4/28	2.26
9	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,440,000	7,244.57	104,321,894	6,368.86	91,711,592	1.750	2041/5/15	2.21
10	ニュージーランド	社債券	FONTERRA COOPERATIVE GRO	1,110,000	8,207.62	91,104,681	8,186.96	90,875,303	5.900	2022/2/25	2.19
11	ニュージーランド	社債券	SPARK FINANCE LTD	1,000,000	8,129.10	81,291,031	8,110.30	81,103,099	4.500	2022/3/25	1.95
12	ニュージーランド	社債券	ASB BANK LIMITED	1,000,000	8,097.13	80,971,313	8,077.71	80,777,143	4.200	2022/2/24	1.94
13	香港	社債券	HSBC BANK NEW ZEALAN FRN	1,000,000	7,832.23	78,322,332	7,829.89	78,298,938	1.020	2021/11/26	1.88
14	ニュージーランド	社債券	WESTPAC NEW ZEALAND LTD	950,000	8,146.18	77,388,717	8,028.27	76,268,612	2.220	2024/7/29	1.84
15	ニュージーランド	地方債証券	CHRISTCHURCH CITY HLDGS	930,000	8,159.43	75,882,766	8,123.95	75,552,794	3.400	2022/12/6	1.82
16	ニュージーランド	社債券	AUCKLAND INTL AIRPORT	900,000	8,367.79	75,310,198	8,298.24	74,684,175	3.970	2023/11/2	1.80
17	ニュージーランド	社債券	HOUSING NEW ZEALAND LTD	830,000	8,626.30	71,598,320	8,444.14	70,086,381	3.360	2025/6/12	1.69
18	ニュージーランド	社債券	FONTERRA COOPERATIVE GRO	750,000	8,981.11	67,358,344	8,808.46	66,063,486	5.080	2025/6/19	1.59
19	ニュージーランド	社債券	ANZ BANK NEW ZEALAND LTD	800,000	8,331.85	66,654,808	8,225.79	65,806,386	3.030	2024/3/20	1.58
20	ニュージーランド	社債券	TRANSPower NEW ZEALAND L	750,000	7,995.60	59,967,010	7,823.88	58,679,170	1.735	2025/9/4	1.41
21	ニュージーランド	社債券	KIWI PROPERTY GROUP LTD	700,000	8,482.27	59,375,921	8,350.41	58,452,872	4.330	2024/12/19	1.41
22	ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	700,000	8,416.69	58,916,854	8,258.39	57,808,758	2.750	2025/4/15	1.39
23	ニュージーランド	社債券	ASB BANK LIMITED	700,000	8,046.91	56,328,385	7,921.59	55,451,188	1.830	2024/8/19	1.33
24	ニュージーランド	社債券	ASB BANK LIMITED	700,000	7,880.26	55,161,883	7,868.49	55,079,458	4.245	2021/5/26	1.33

25	ニュー ジーラン ド	社債券	CHORUS LTD	651,000	7,856.01	51,142,672	7,846.65	51,081,754	4.120	2021/5/6	1.23
26	ニュー ジーラン ド	社債券	GMT BOND ISSUER LTD	600,000	8,546.99	51,281,987	8,451.00	50,706,027	4.540	2024/5/31	1.22
27	ニュー ジーラン ド	社債券	BANK OF NEW ZEALAND	600,000	8,416.53	50,499,224	8,331.92	49,991,574	3.648	2023/11/16	1.20
28	ニュー ジーラン ド	社債券	GENESIS ENERGY LTD	500,000	8,552.61	42,763,063	8,499.43	42,497,151	5.810	2023/3/8	1.02
29	ニュー ジーラン ド	社債券	CHINA CONSTRUCT BANK NZ	500,000	8,328.57	41,642,879	8,270.48	41,352,404	4.005	2023/6/19	1.00
30	ニュー ジーラン ド	社債券	AUCKLAND INTL AIRPORT	500,000	8,374.66	41,873,311	8,248.02	41,240,113	3.510	2024/10/10	0.99

（注１）変動利付債券は2021年2月末現在の利率です。

（注２）2021年2月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	28.77
地方債証券	14.53
特殊債券	6.64
社債券	47.91
合計	97.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

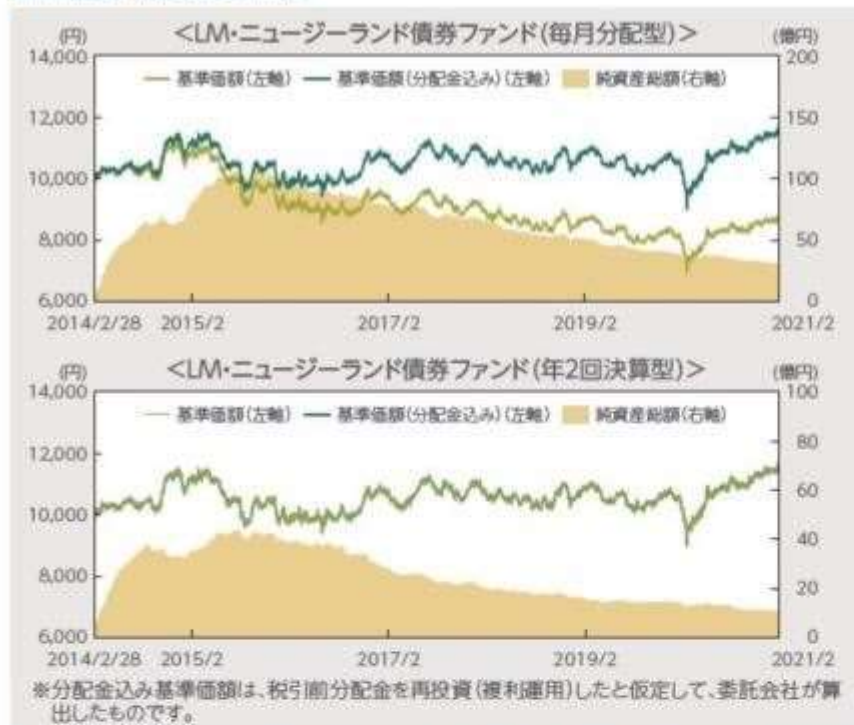
該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

基準日:2021年2月26日

基準価額・純資産の推移



分配の推移/基準価額・純資産

LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

基準価額	純資産総額
8,633円	31億円
2020年10月	15円
2020年11月	15円
2020年12月	15円
2021年1月	15円
2021年2月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	2,575円

LM・ニュージーランド債券ファンド(年2回決算型)

基準価額	純資産総額
11,431円	11億円
2019年2月	0円
2019年8月	0円
2020年2月	0円
2020年8月	0円
2021年2月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・ニュージーランド債券マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	28.77
地方債証券	14.53
特殊債券	6.64
社債券	47.91
現金・預金・その他の資産	2.15
合計	100.00

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

■組入上位10銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	3.500	2033年4月14日	9.78
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	4.500	2027年4月15日	7.19
NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	ニュージーランド	地方債証券	4.500	2027年4月15日	7.15
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	2.750	2037年4月15日	5.62
NORDIC INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	3.875	2025年9月2日	3.32
AUCKLAND COUNCIL	ニュージーランド	地方債証券	5.806	2024年3月25日	2.57
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	3.000	2029年4月20日	2.34
WESTPAC NEW ZEALAND LTD	ニュージーランド	社債券	3.795	2021年4月28日	2.26
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	1.750	2041年5月15日	2.21
FONTERRA COOPERATIVE GRO	ニュージーランド	社債券	5.900	2022年2月25日	2.19

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.05%、「年2回決算型」は100.04%組入れています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2014年はファンドの設定日(2014年2月28日)から年末までの収益率、2021年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・メルボルンの銀行の休業日
- ・オークランドの銀行の休業日
- ・ウェリントンの銀行の休業日

（７）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（８）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（１０）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・メルボルンの銀行の休業日
- ・オークランドの銀行の休業日
- ・ウェリントンの銀行の休業日

（４）解約制限

資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

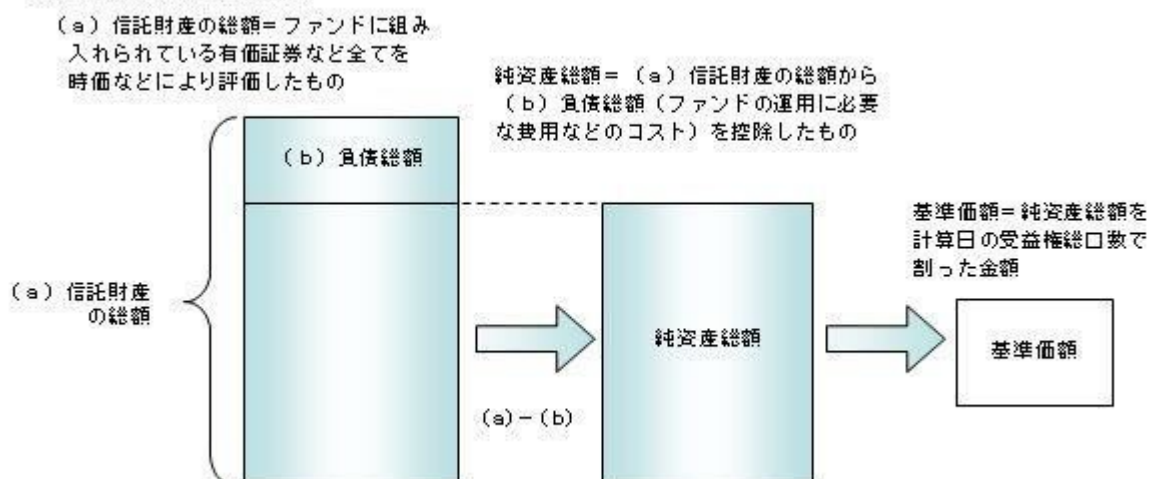
3 【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年2月15日までとします（2014年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

※委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

<LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）>

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算

期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

＜LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）＞

毎年2月16日から8月15日まで及び8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき
 - ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回ったとき
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

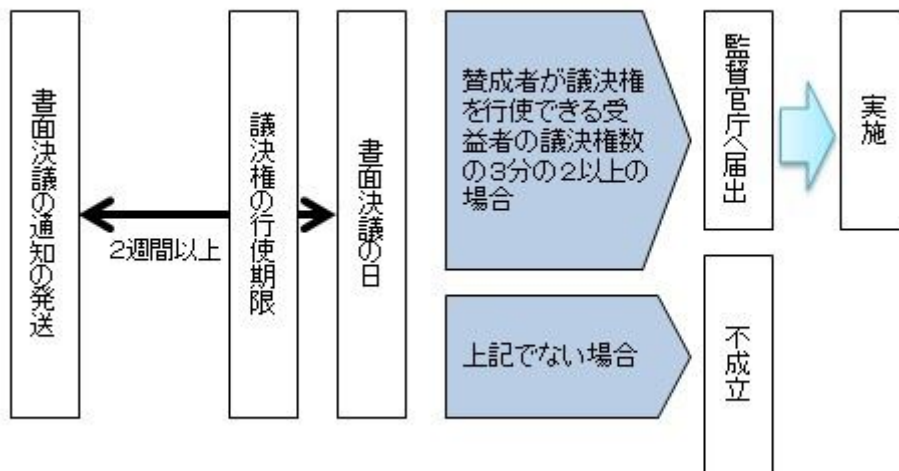
④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい

て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年 8月18日から2021年 2月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2020年 8月18日から2021年 2月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 8月17日現在	当期 2021年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,589,620,702	3,113,246,372
未収入金	25,467,295	33,668,249
流動資産合計	3,615,087,997	3,146,914,621
資産合計	3,615,087,997	3,146,914,621
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,476,029	5,372,249
未払解約金	25,467,295	33,668,249
未払受託者報酬	146,978	118,207
未払委託者報酬	4,629,844	3,723,547
その他未払費用	166,837	135,135
流動負債合計	36,886,983	43,017,387
負債合計	36,886,983	43,017,387
純資産の部		
元本等		
元本	4,317,352,928	3,581,499,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△739,151,914	△477,602,175
（分配準備積立金）	19,225,514	20,171,760
元本等合計	3,578,201,014	3,103,897,234
純資産合計	3,578,201,014	3,103,897,234
負債純資産合計	3,615,087,997	3,146,914,621

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	140,540,740	208,688,431
営業収益合計	140,540,740	208,688,431
営業費用		
受託者報酬	802,781	728,770
委託者報酬	25,287,495	22,956,188
その他費用	905,297	833,894
営業費用合計	26,995,573	24,518,852
営業利益又は営業損失（△）	113,545,167	184,169,579
経常利益又は経常損失（△）	113,545,167	184,169,579
当期純利益又は当期純損失（△）	113,545,167	184,169,579
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,927,026	2,379,274
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△897,779,869	△739,151,914
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,046,973	131,605,019
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,046,973	131,605,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,771,477	17,101,578
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,771,477	17,101,578
分配金	41,265,682	34,744,007
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△739,151,914	△477,602,175

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年 8月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日は2020年 8月17日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2020年 8月17日現在	当期 2021年 2月15日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,317,352,928口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,581,499,409口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 739,151,914円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 477,602,175円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8288円 (一万口当たり純資産額) (8,288円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8666円 (一万口当たり純資産額) (8,666円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程	2020年 2月18日から 2020年 3月16日までの計算期間	2020年 8月18日から 2020年 9月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	5,478,081円	8,021,997円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円

収益調整金額	186,617,619円	160,650,295円
分配準備積立金額	10,514,352円	18,144,021円
当ファンドの分配対象収益額	202,610,052円	186,816,313円
当ファンドの期末残存口数	4,753,674,275口	4,082,529,480口
1万口当たり収益分配対象額	426.20円	457.58円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	7,130,511円	6,123,794円
	2020年 3月17日から 2020年 4月15日まで の計算期間	2020年 9月16日から 2020年10月15日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	9,596,525円	4,038,249円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	184,511,921円	157,687,157円
分配準備積立金額	8,744,998円	19,607,449円
当ファンドの分配対象収益額	202,853,444円	181,332,855円
当ファンドの期末残存口数	4,699,403,969口	4,005,484,589口
1万口当たり収益分配対象額	431.64円	452.70円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	7,049,105円	6,008,226円
	2020年 4月16日から 2020年 5月15日まで の計算期間	2020年10月16日から 2020年11月16日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	9,318,978円	8,031,950円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	184,161,103円	155,248,253円
分配準備積立金額	11,232,643円	17,322,623円
当ファンドの分配対象収益額	204,712,724円	180,602,826円
当ファンドの期末残存口数	4,689,174,466口	3,942,366,474口
1万口当たり収益分配対象額	436.55円	458.09円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	7,033,761円	5,913,549円
	2020年 5月16日から 2020年 6月15日まで の計算期間	2020年11月17日から 2020年12月15日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	10,134,625円	7,498,238円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	180,036,559円	151,505,464円
分配準備積立金額	13,170,286円	18,647,047円
当ファンドの分配対象収益額	203,341,470円	177,650,749円
当ファンドの期末残存口数	4,582,734,277口	3,838,609,245口
1万口当たり収益分配対象額	443.69円	462.78円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,874,101円	5,757,913円

	2020年 6月16日から 2020年 7月15日まで の計算期間	2020年12月16日から 2021年 1月15日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	9,154,953円	6,832,767円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	175,649,548円	146,592,538円
分配準備積立金額	15,931,276円	19,652,453円
当ファンドの分配対象収益額	200,735,777円	173,077,758円
当ファンドの期末残存口数	4,468,116,867口	3,712,184,022口
1万口当たり収益分配対象額	449.24円	466.23円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,702,175円	5,568,276円
	2020年 7月16日から 2020年 8月17日まで の計算期間	2021年 1月16日から 2021年 2月15日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	8,031,554円	5,475,415円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	169,843,495円	141,566,043円
分配準備積立金額	17,669,989円	20,068,594円
当ファンドの分配対象収益額	195,545,038円	167,110,052円
当ファンドの期末残存口数	4,317,352,928口	3,581,499,409口
1万口当たり収益分配対象額	452.91円	466.58円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,476,029円	5,372,249円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	当期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
期首元本額	4,778,148,247円	4,317,352,928円
期中追加設定元本額	92,871,551円	118,515,663円
期中解約元本額	553,666,870円	854,369,182円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	前期 2020年 8月17日現在	当期 2021年 2月15日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	23,796,259	14,233,665
合計	23,796,259	14,233,665

3 デリバティブ取引関係
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・ニュージーランド債券マザーファンド	2,454,080,382	3,113,246,372	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.3%	2,454,080,382	3,113,246,372 100.0%	
合計				3,113,246,372	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第13期 2020年 8月17日現在	第14期 2021年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,318,344,664	1,099,887,741
未収入金	5,911,116	3,170,041
流動資産合計	1,324,255,780	1,103,057,782
資産合計	1,324,255,780	1,103,057,782
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,911,116	3,170,041
未払受託者報酬	291,456	252,539
未払委託者報酬	9,180,799	7,955,114
その他未払費用	331,308	290,456
流動負債合計	15,714,679	11,668,150
負債合計	15,714,679	11,668,150
純資産の部		
元本等		
元本	1,205,228,954	951,076,041
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	103,312,147	140,313,591
（分配準備積立金）	209,688,108	176,843,264
元本等合計	1,308,541,101	1,091,389,632
純資産合計	1,308,541,101	1,091,389,632
負債純資産合計	1,324,255,780	1,103,057,782

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	52,713,394	75,336,621
営業収益合計	52,713,394	75,336,621
営業費用		
受託者報酬	291,456	252,539
委託者報酬	9,180,799	7,955,114
その他費用	331,308	290,456
営業費用合計	9,803,563	8,498,109
営業利益又は営業損失（△）	42,909,831	66,838,512
経常利益又は経常損失（△）	42,909,831	66,838,512
当期純利益又は当期純損失（△）	42,909,831	66,838,512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,414,741	8,601,888
期首剰余金又は期首欠損金（△）	69,086,160	103,312,147
剰余金増加額又は欠損金減少額	397,847	2,049,848
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	397,847	2,049,848
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,666,950	23,285,028
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,666,950	23,285,028
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	103,312,147	140,313,591

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年 8月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日は2020年 8月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第13期 2020年 8月17日現在	第14期 2021年 2月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,205,228,954口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 951,076,041口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.0857円 (一万口当たり純資産額) (10,857円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.1475円 (一万口当たり純資産額) (11,475円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第13期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	16,716,330円	14,139,146円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	93,011,901円	76,187,349円
分配準備積立金額	192,971,778円	162,704,118円
当ファンドの分配対象収益額	302,700,009円	253,030,613円
当ファンドの期末残存口数	1,205,228,954口	951,076,041口
1万口当たり収益分配対象額	2,511.53円	2,660.44円
1万口当たり分配金額	－円	－円

収益分配金金額	－円	－円
---------	----	----

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	第13期 自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	第14期 自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
期首元本額	1,344,817,607円	1,205,228,954円
期中追加設定元本額	10,072,222円	17,191,288円
期中解約元本額	149,660,875円	271,344,201円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	第13期 2020年 8月17日現在	第14期 2021年 2月15日現在
----	-----------------------	-----------------------

	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	53,543,577	66,843,210
合計	53,543,577	66,843,210

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・ニュージーランド債券マザーファンド	867,009,098	1,099,887,741	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.8%	867,009,098	1,099,887,741 100.0%	
	合計			1,099,887,741	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「LM・ニュージーランド債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ニュージーランド債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・ニュージーランド債券マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月16日から翌年2月15日までであります。

LM・ニュージーランド債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2020年 8月17日現在	2021年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	16,326,852	70,267,031
コール・ローン	46,024,117	42,220,767
国債証券	1,833,891,576	1,256,715,479
地方債証券	682,665,378	604,924,555
特殊債券	266,353,928	275,407,947
社債券	2,020,035,278	1,959,167,865
派生商品評価勘定	206,784	-
未収入金	21,086,209	-
未収利息	51,188,542	41,309,852
前払費用	1,576,751	143,009
流動資産合計	4,939,355,415	4,250,156,505
資産合計	4,939,355,415	4,250,156,505
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,254	75,520
未払解約金	31,378,411	36,838,290
未払利息	128	72
流動負債合計	31,412,793	36,913,882
負債合計	31,412,793	36,913,882
純資産の部		
元本等		
元本	4,118,457,134	3,321,089,480
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	789,485,488	892,153,143
元本等合計	4,907,942,622	4,213,242,623
純資産合計	4,907,942,622	4,213,242,623
負債純資産合計	4,939,355,415	4,250,156,505

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
---------------------------	--

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 8月17日現在	2021年 2月15日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 4,118,457,134口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 3,321,089,480口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 1.1917円 (一万口当たり純資産額) (11,917円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 1.2686円 (一万口当たり純資産額) (12,686円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
----	--------------------------------	--------------------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）
 1 元本の移動等

項目	自 2020年 2月18日 至 2020年 8月17日	自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	4,640,047,412円	4,118,457,134円
同期中における追加設定元本額	74,332,788円	97,243,360円
同期中における解約元本額	595,923,066円	894,611,014円
元本の内訳		
LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）	3,012,184,864円	2,454,080,382円
LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）	1,106,272,270円	867,009,098円
計	4,118,457,134円	3,321,089,480円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	2020年 8月17日現在	2021年 2月15日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	115,018,708	△24,642,004
地方債証券	17,639,375	△3,484,215
特殊債券	7,163,241	89,417
社債券	36,164,637	6,186,466

合計	175,985,961	△21,850,336
----	-------------	-------------

3 デリバティブ取引関係
 取引の時価等に関する事項
 通貨関連

種類	2020年 8月17日現在				2021年 2月15日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	52,402,530	—	52,230,000	172,530	24,209,280	—	24,284,800	△75,520
ニュージーランドドル	52,402,530	—	52,230,000	172,530	24,209,280	—	24,284,800	△75,520
合計	52,402,530	—	52,230,000	172,530	24,209,280	—	24,284,800	△75,520

(注) 時価の算定方法

- 為替予約取引について
- 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表
 第1 有価証券明細表
 ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,240,000.00	3,955,003.20	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	473,855.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,140,000.00	1,307,739.60	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	440,000.00	448,034.40	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,600,000.00	5,613,196.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,040,000.00	3,421,884.80	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,440,000.00	1,337,803.20	
	小計	銘柄数：7	14,400,000.00	16,557,516.20	
		組入時価比率：29.8%		(1,256,715,479) 30.7%	
	小計			1,256,715,479 (1,256,715,479)	
地方債証券	ニュージーランド ドル	AUCKLAND COUNCIL	1,200,000.00	1,383,912.00	
		AUCKLAND COUNCIL	200,000.00	208,520.00	
		AUCKLAND COUNCIL	300,000.00	279,930.00	
		CHRISTCHURCH CITY HLDGS	930,000.00	973,105.50	
		KUNTARAOITUS OYJ	300,000.00	299,925.00	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	700,000.00	755,538.00	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	3,300,000.00	3,952,872.00	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	100,000.00	116,218.00	
	小計	銘柄数：8	7,030,000.00	7,970,020.50	
		組入時価比率：14.4%		(604,924,555) 14.8%	
	小計			604,924,555 (604,924,555)	
特殊債券	ニュージーランド ドル	AVANZ 2020-1 A1	256,900.57	260,026.79	
		INTL BK RECON & DEVELOP	400,000.00	410,928.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP	500,000.00	480,100.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK	350,000.00	402,363.50	
		NORDIC INVESTMENT BANK	1,600,000.00	1,812,928.00	
		RESNZ 2020-1 A1	260,588.77	262,216.92	
	小計	銘柄数：6	3,367,489.34	3,628,563.21	

				(275,407,947)	
		組入時価比率：6.5%		6.7%	
	小計			275,407,947	
				(275,407,947)	
社債券	ニュージーランド ドル	ANZ BANK NEW ZEALAND LTD	300,000.00	320,871.00	
		ANZ BANK NEW ZEALAND LTD	800,000.00	854,768.00	
		ASB BANK LIMITED	700,000.00	707,385.00	
		ASB BANK LIMITED	1,000,000.00	1,038,360.00	
		ASB BANK LIMITED	700,000.00	722,344.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT	500,000.00	526,935.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT	900,000.00	965,763.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT	500,000.00	536,975.00	
		BANK OF CHINA NZ LTD FRN	400,000.00	400,464.00	
		BANK OF NEW ZEALAND	600,000.00	647,592.00	
		BANK OF NEW ZEALAND	500,000.00	522,255.00	
		CHINA CONSTRUCT BANK NZ	500,000.00	534,020.00	
		CHINA CONSTRUCT BANK NZ	500,000.00	497,785.00	
		CHINA CONSTRUCT BANK NZ	250,000.00	258,537.50	
		CHORUS LTD	651,000.00	655,843.44	
		CHORUS LTD	200,000.00	196,548.00	
		CONTACT ENERGY LTD	400,000.00	411,172.00	
		CONTACT ENERGY LTD	300,000.00	322,680.00	
		EXPORT-IMPORT BANK KOREA	220,000.00	222,992.00	
		FONTERRA COOPERATIVE GRO	500,000.00	512,445.00	
		FONTERRA COOPERATIVE GRO	1,110,000.00	1,168,308.30	
		FONTERRA COOPERATIVE GRO	750,000.00	863,790.00	
		GENESIS ENERGY LTD	500,000.00	548,385.00	
		GMT BOND ISSUER LTD	600,000.00	657,630.00	
		GMT BOND ISSUER LTD	300,000.00	288,207.00	
		HOUSING NEW ZEALAND LTD	830,000.00	918,162.60	
		HOUSING NEW ZEALAND LTD	400,000.00	458,200.00	
		HOUSING NEW ZEALAND LTD	200,000.00	209,014.00	
		HSBC BANK NEW ZEALAN FRN	1,000,000.00	1,004,390.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	700,000.00	761,425.00	
		MERIDIAN ENERGY LIMITED	400,000.00	446,604.00	

		RABOBANK NEDERLAND	500,000.00	527,725.00	
		SPARK FINANCE LTD	1,000,000.00	1,042,460.00	
		SPARK FINANCE LTD	400,000.00	429,164.00	
		TOYOTA FIN NEW ZEALAND	500,000.00	528,660.00	
		TOYOTA FIN NEW ZEALAND	500,000.00	524,475.00	
		TOYOTA FIN NEW ZEALAND	400,000.00	406,856.00	
		TRANSPower NEW ZEALAND L	500,000.00	527,815.00	
		TRANSPower NEW ZEALAND L	750,000.00	769,005.00	
		VECTOR LTD	230,000.00	248,034.30	
		WESTPAC NEW ZEALAND LTD	1,200,000.00	1,207,956.00	
		WESTPAC NEW ZEALAND LTD	402,000.00	428,069.70	
		WESTPAC NEW ZEALAND LTD	950,000.00	992,417.50	
	小計	銘柄数：43	24,543,000.00	25,812,488.34	
				(1,959,167,865)	
		組入時価比率：46.5%		47.8%	
	小計			1,959,167,865	
				(1,959,167,865)	
	合計			4,096,215,846	
	(外貨建証券の邦貨換算額)			(4,096,215,846)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

以下は、2021年2月26日現在のファンドの状況であります。

【LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,085,696,023円
II 負債総額	15,495,121円
III 純資産総額（I－II）	3,070,200,902円
IV 発行済口数	3,556,263,339口
V 1万口当たり純資産額 （III／IV×10,000）	8,633円

【LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,083,721,779円
II 負債総額	486,907円
III 純資産総額（I－II）	1,083,234,872円
IV 発行済口数	947,605,608口
V 1万口当たり純資産額 （III／IV×10,000）	11,431円

（参考）

LM・ニュージーランド債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	4,169,517,278円
II 負債総額	14,110,519円
III 純資産総額（I－II）	4,155,406,759円
IV 発行済口数	3,286,646,634口
V 1万口当たり純資産額 （III／IV×10,000）	12,643円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年4月1日現在）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 資本金の額 | : 1,000百万円 |
| ② 委託会社が発行する株式総数 | : 100,000株 |
| ③ 発行済株式総数 | : 78,270株 |
| ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

（2）委託会社の機構（2021年4月1日現在）

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

委託会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更しました。

2021年2月末現在におけるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	71	1,041,803
合計	71	1,041,803

（ご参考）

2021年2月末現在におけるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	33,977

単位型株式投資信託	2	6,080
合計	8	40,058

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表及び第23期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更しました。

委託会社の財務諸表及び中間財務諸表に続き、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表を参考資料として記載しております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	880,774	1,725,429
前払費用	112,612	79,414
未収委託者報酬	583,757	547,446
未収運用受託報酬	2,378,281	1,524,149
その他未収収益	10,952	6,536
関係会社短期貸付金	200,000	-
未収入金	420	1,299
未収利息	294	5
未収還付法人税等	39,285	-
未収還付消費税等	115,535	-
流動資産計	4,321,915	3,884,280
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	134,951	96,383

器具備品	11,407	7,911
有形固定資産計	146,359	104,295
無形固定資産`		
ソフトウェア	11,063	5,561
無形固定資産計	11,063	5,561
投資その他の資産		
投資有価証券	114,674	113,682
長期差入保証金	64,577	47,234
前払年金費用	17,828	-
繰延税金資産	265,899	264,031
投資その他の資産計	462,979	424,948
固定資産計	620,402	534,804
資産合計	4,942,317	4,419,084

(単位：千円)

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	35,474	24,969
未払金	866,176	873,086
未払手数料	197,747	182,218
未払消費税等	-	110,220
その他未払金	668,429	580,647
未払費用	※2 1,766,612	※2 897,737
未払法人税等	-	128,914
前受金	54,948	55,809
流動負債計	2,723,212	1,980,516
固定負債		
退職給付引当金	63,388	114,484
役員退職慰労引当金	23,971	28,805
固定負債計	87,360	143,289
負債合計	2,810,573	2,123,805
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	881,744	1,045,279
利益剰余金計	905,338	1,068,873
株主資本合計	2,131,744	2,295,279

純資産合計	2,131,744	2,295,279
負債純資産合計	4,942,317	4,419,084

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,884,041	11,301,219
運用受託報酬	3,387,425	2,646,802
その他営業収益	132,141	108,373
営業収益計	16,403,607	14,056,395
営業費用		
支払手数料	4,796,984	4,092,785
広告宣伝費	62,862	18,009
調査費	6,722,803	5,546,642
調査費	252,766	273,944
委託調査費	6,468,119	5,270,246
図書費	1,917	2,451
委託計算費	270,414	257,992
営業雑経費	192,063	180,565
通信費	40,437	34,601
印刷費	135,100	132,535
協会費	15,905	12,675
諸会費	620	753
営業費用計	12,045,128	10,095,995
一般管理費		
給料	1,900,569	1,809,981
役員報酬	127,113	124,873
給料・手当	1,191,407	1,187,559
賞与	582,049	497,547
交際費	29,370	13,281
旅費交通費	75,438	44,100
租税公課	45,641	45,151
不動産賃借料	254,640	254,898
退職給付費用	113,999	183,138
役員退職慰労引当金繰入額	19,515	4,833
固定資産減価償却費	37,658	35,442
業務委託費	241,636	244,940
諸経費	※1 563,754	※1 476,451
一般管理費計	3,282,224	3,112,220
営業利益	1,076,254	848,179

(単位：千円)

	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1,279	495
受取配当金	1,829	1,738
投資有価証券売却益	59	392
還付加算金	-	1,056
営業外収益計	3,167	3,682
営業外費用		
為替差損	6,527	74,846
営業外費用計	6,527	74,846
経常利益	1,072,894	777,015
特別損失		
固定資産除却損	-	14,174
特別損失計	-	14,174
税引前当期純利益	1,072,894	762,840
法人税、住民税及び事業税	385,547	297,438
法人税等調整額	16,916	1,868
法人税等合計	402,463	299,306
当期純利益	670,430	463,534

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000
当期純利益	-	-	-	670,430	670,430	670,430	670,430
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744

第22期事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△300,000	△300,000	△300,000	△300,000
当期純利益	-	-	-	463,534	463,534	463,534	463,534
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	163,534	163,534	163,534	163,534
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
----------------------------	--

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 259,509千円 器具備品 198,385千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 267,952千円 器具備品 179,260千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 15,145千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 15,557千円

（損益計算書関係）

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--

※1 関係会社との取引 諸経費	203,878千円	※1 関係会社との取引 諸経費	209,942千円
--------------------	-----------	--------------------	-----------

(株主資本等変動計算書関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月15日 取締役会	普通株式	500,000	6,388.1	2018年 9月30日	2018年 11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(リース取引関係)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 147,342千円 1年超 36,835千円 合計 184,178千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 151,060千円 1年超 647,276千円 合計 798,337千円

(金融商品関係)

第21期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	880,774	880,774	—
(2) 未収委託者報酬	583,757	583,757	—
(3) 未収運用受託報酬	2,378,281	2,378,281	—
(4) 関係会社短期貸付金	200,000	200,000	—
(5) 投資有価証券	105,388	105,388	—
資産計	4,148,201	4,148,201	—
(1) その他未払金	668,429	668,429	—
(2) 未払手数料	197,747	197,747	—
(3) 未払費用	1,766,612	1,766,612	—
負債計	2,632,788	2,632,788	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	880,774	—
未収委託者報酬	583,757	—
未収運用受託報酬	2,378,281	—
関係会社短期貸付金	200,000	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	63,388
合計	4,042,813	63,388

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,725,429	1,725,429	—
(2) 未収委託者報酬	547,446	547,446	—
(3) 未収運用受託報酬	1,524,149	1,524,149	—
(4) 投資有価証券	104,396	104,396	—
資産計	3,901,421	3,901,421	—
(1) その他未払金	580,647	580,647	—
(2) 未払手数料	182,218	182,218	—
(3) 未払費用	897,737	897,737	—
負債計	1,660,603	1,660,603	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,725,429	—
未収委託者報酬	547,446	—
未収運用受託報酬	1,524,149	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,401	61,995
合計	3,798,426	61,995

(有価証券関係)

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
--------------------------	--------------------------

1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,388千円 取得原価 63,388千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 4,000千円 売却益の合計額 64千円 売却損の合計額 5千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,396千円 取得原価 63,396千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 41,000千円 取得原価 41,000千円 差額 — (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 3,000千円 売却益の合計額 397千円 売却損の合計額 5千円
---	---

（退職給付関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,380千円
退職給付費用	113,399千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△7,035千円
制度への拠出金	△106,355千円
退職給付引当金の期末残高	63,388千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	995,061千円
年金資産	△1,012,889千円
	△17,828千円
非積立制度の退職給付債務	63,388千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

退職給付引当金	63,388千円
前払年金費用	△17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

(3) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	113,399千円

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,388千円
退職給付費用	183,138千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△17,828千円
制度への拠出金	△114,215千円
退職給付引当金の期末残高	114,484千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,098,142千円
年金資産	△1,047,055千円
	51,087千円
非積立制度の退職給付債務	63,396千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

退職給付引当金	114,484千円
前払年金費用	-千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

(3) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	183,138千円

（ストック・オプション等関係）

第21期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第22期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
--	--

1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 209,942千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

(税効果会計関係)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																																																																
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払金</td><td>177,611</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>7,340</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>19,409</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>61,344</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,531</td></tr> <tr><td>ストック・オプション費用</td><td>77,662</td></tr> <tr><td>有価証券評価損</td><td>27,776</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>39,540</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>412,215</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△140,856</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>271,358</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td>△5,458</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△5,458</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>265,899</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払金	177,611	役員退職慰労引当金	7,340	退職給付引当金	19,409	未払費用	61,344	未払事業税	1,531	ストック・オプション費用	77,662	有価証券評価損	27,776	長期差入保証金	39,540	繰延税金資産小計	412,215	評価性引当額	△140,856	繰延税金資産合計	271,358	繰延税金負債		前払年金費用	△5,458	繰延税金負債合計	△5,458	繰延税金資産の純額	265,899	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払金</td><td>152,349</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>8,820</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>35,055</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>67,805</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>9,502</td></tr> <tr><td>ストック・オプション費用</td><td>73,056</td></tr> <tr><td>有価証券評価損</td><td>27,776</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>48,464</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>422,829</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△158,798</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>264,031</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>264,031</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払金	152,349	役員退職慰労引当金	8,820	退職給付引当金	35,055	未払費用	67,805	未払事業税	9,502	ストック・オプション費用	73,056	有価証券評価損	27,776	長期差入保証金	48,464	繰延税金資産小計	422,829	評価性引当額	△158,798	繰延税金資産合計	264,031	繰延税金負債		前払年金費用	-	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	264,031
繰延税金資産																																																																	
未払金	177,611																																																																
役員退職慰労引当金	7,340																																																																
退職給付引当金	19,409																																																																
未払費用	61,344																																																																
未払事業税	1,531																																																																
ストック・オプション費用	77,662																																																																
有価証券評価損	27,776																																																																
長期差入保証金	39,540																																																																
繰延税金資産小計	412,215																																																																
評価性引当額	△140,856																																																																
繰延税金資産合計	271,358																																																																
繰延税金負債																																																																	
前払年金費用	△5,458																																																																
繰延税金負債合計	△5,458																																																																
繰延税金資産の純額	265,899																																																																
繰延税金資産																																																																	
未払金	152,349																																																																
役員退職慰労引当金	8,820																																																																
退職給付引当金	35,055																																																																
未払費用	67,805																																																																
未払事業税	9,502																																																																
ストック・オプション費用	73,056																																																																
有価証券評価損	27,776																																																																
長期差入保証金	48,464																																																																
繰延税金資産小計	422,829																																																																
評価性引当額	△158,798																																																																
繰延税金資産合計	264,031																																																																
繰延税金負債																																																																	
前払年金費用	-																																																																
繰延税金負債合計	-																																																																
繰延税金資産の純額	264,031																																																																
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳																																																																

	(%)		(%)
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	4.7	交際費等永久に損金に算入され ない項目	6.2
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.3
評価性引当金	2.7	評価性引当金	2.4
その他	<u>△0.8</u>	その他	<u>△0.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>37.3</u>	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>39.2</u>

（資産除去債務関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	101,623千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	<u>27,509千円</u>
期末における資産除去債務認識額	<u>129,132千円</u>

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	129,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	<u>17,363千円</u>
期末における資産除去債務認識額	<u>146,496千円</u>

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,884,041	3,387,425	132,141	16,403,607

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	5,338,096

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,301,219	2,646,802	108,373	14,056,395

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,026,379

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
 第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
 第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等 （単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	資金の 貸付 (注1)	200,000	関係会社 短期 貸付金	200,000
							諸経費 の支払 (注4)	203,878	未払 費用	15,145

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	87,307	未払 費用	8,449

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（注6）	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取（注3）	27,492	その他未収収益	2,275
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	490,082	未払費用	46,767
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	1,155,615	未払費用	163,546
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任	委託調査費の支払（注2）	87	未払費用	8
						投資顧問契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払（注4）	6,689	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	227,817	未払費用	18,743
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	99,198	未払費用	11,935
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任	その他営業収益の受取（注3）	72,803	その他未収収益	5,481
						サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	340,391	未払費用	25,104
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費等の支払（注4）	184,889	前払費用	13,394
									未払費用	17,575

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	1,679,781	未払 費用	1,151,499
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	11,312	その他 未収 収益	748
							委託調査費 の支払 (注2)	2,384,090	未払 費用	178,125
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	3,296	その他 未収 収益	822
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	3,747	未払 費用	2,607
同一の親会社を持つ会社	マーティン・カーリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	16,849	その他 未収 収益	1,624

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注2）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レッグ・メイソン・インク （ニューヨーク証券取引所に上場）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	資金の 回収	200,000	-	-
							諸経費 の支払 (注3)	209,942	未払 費用	15,557

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	100,306	未払 費用	8,360
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	26,611	その他 未収 収益	2,178
							委託調査費 の支払 (注1)	564,387	未払 費用	45,992
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	992,694	未払 費用	127,796
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント (株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの賃借	委託調査費 の支払 (注1)	5,775	未払 費用	1,971
							不動産賃借 料等の支払 (注3)	6,491	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	235,089	未払 費用	17,510
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	105,428	未払 費用	6,153
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注２)	54,061	その他 未収 収益	2,416
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	327,702	未払 費用	25,159
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注３)	175,934	前払 費用	14,702
									未払 費用	12,472
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	848,743	未払 費用	358,801
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注２)	7,809	その他 未収 収益	393
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	1,989,021	未払 費用	122,390
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注２)	2,642	その他 未収 収益	561
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注１)	101,097	未払 費用	5,508

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	16,842	その他未収収益	985
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	--------	--------------------	--------	---------	-----

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- (注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- (注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	27,235円78銭	1株当たり純資産額	29,325円14銭
1株当たり当期純利益金額	8,565円61銭	1株当たり当期純利益金額	5,922円24銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	670,430千円	当期純利益	463,534千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	670,430千円	普通株式に係る当期純利益	463,534千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	1,242,231
前払費用	91,164
未収委託者報酬	547,994
未収運用受託報酬	1,137,384
その他未収収益	5,949
未収入金	440,444
流動資産計	3,465,169
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 86,054
器具備品	※1 29,256
有形固定資産計	115,311
無形固定資産	
ソフトウェア	5,153
無形固定資産計	5,153
投資その他の資産	
投資有価証券	72,107
長期差入保証金	24,520
前払年金費用	45,021
繰延税金資産	175,954
投資その他の資産計	317,603
固定資産計	438,068
資産合計	3,903,238

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
負 債 の 部	
流動負債	
関係会社短期借入金	1,200,000
預り金	46,383
未払金	365,637
未払手数料	177,434
未払消費税等	85,990
その他未払金	102,212
未払費用	533,647
未払法人税等	21,125
前受金	57,312
流動負債計	2,224,105
固定負債	

退職給付引当金	62,822
役員退職慰労引当金	38,419
その他固定負債	19,579
固定負債計	120,820
負債合計	2,344,926
純 資 産 の 部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	308,312
利益剰余金計	331,906
株主資本計	1,558,312
純資産合計	1,558,312
負債・純資産合計	3,903,238

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,495,418
運用受託報酬	1,144,942
その他営業収益	34,227
営業収益計	5,674,589
営業費用	4,027,157
一般管理費	※1 2,146,248
営業損失	498,816
営業外収益	
受取利息	10
為替差益	23,204
受取配当金	1,685
営業外収益計	24,901
営業外費用	
支払利息	570
投資有価証券売却損	4,710
営業外費用計	5,281
経常損失	479,197
特別利益	
親会社株式報酬受入金	227,370
特別利益計	227,370

特別損失

固定資産除却損	1,299
特別損失計	1,299
税引前中間純損失	253,125
法人税、住民税及び事業税	△4,235
法人税等調整額	88,076
法人税等合計	83,840
中間純損失	336,966

(3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
中間純損失	-	-	-	△336,966	△336,966	△336,966	△336,966
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	△736,966	△736,966	△736,966	△736,966
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	308,312	331,906	1,558,312	1,558,312

重要な会計方針

項 目	第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>12～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～8年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	建物	12～18年	器具備品	4～8年
建物	12～18年				
器具備品	4～8年				
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。				
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。				

（未適用の会計基準等）

第23期中間会計期間
（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当中間財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	278,281千円
器具備品	173,567千円

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,599千円
無形固定資産	2,102千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	78,270	-	-	78,270
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

（リース取引関係）

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	152,300千円
1年超	571,126千円
合計	723,426千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,242,231	1,242,231	—
(2) 未収委託者報酬	547,994	547,994	—
(3) 未収運用受託報酬	1,137,384	1,137,384	—
(4) 未収入金	440,444	440,444	—
(5) 投資有価証券	62,822	62,822	—
資産計	3,430,877	3,430,877	—
(1) 未払手数料	177,434	177,434	—
(2) 未払費用	533,647	533,647	—
(3) 関係会社短期借入金	1,200,000	1,200,000	—
負債計	1,929,476	1,929,476	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であります。時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿

価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用、(3) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
1. その他有価証券	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
金銭信託	
中間貸借対照表計上額	62,822千円
取得原価	62,822千円
差額	—
非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	

(ストック・オプション等関係)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名	
一般管理費	283,617千円
2. スtock・オプション等の内容	
当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	
なお、レッグ・メイソン・インクがフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い、レッグ・メイソン・インクの株式報酬プランが終了しております。上記1.の費用計上額には当該株式報酬プランの終了に伴って確定した株式報酬費用相当額が含まれております。	

（資産除去債務関係）

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,495,418	1,144,942	34,227	5,674,589

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,447,451

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間
(自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)

1株当たり純資産額	19,909.44円
1株当たり中間純損失金額	4,305.18円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失	336,966千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	336,966千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社との企業結合

当社の親会社であるレグ・メイソン・インクは米国時間2020年7月31日付けで、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「FTI」）の最終親会社であるフランクリン・リソーシズ・インクに統合されました。

これに伴い、当社はFTIとの間で統合・合併に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、2020年9月30日開催の取締役会においてFTIと合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付けで合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結いたしました。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を存続会社、FTIを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(参考) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の経理状況

※参考資料においてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年10月8日開催の取締役会において、レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日付けで合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,269,311	1,045,422
前払費用	6,526	12,138
未収入金	125,711	102,827
未収委託者報酬	45,395	40,734
未収運用受託報酬	14,943	242,302
未収投資助言報酬	—	6,044
未収消費税等	* 3 3,217	—
その他流動資産	—	0
流動資産合計	1,465,104	1,449,471
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	65,596	100,886
器具備品	27,864	31,970
建設仮勘定	5,184	—
有形固定資産合計	* 1 98,645	* 1 132,857
無形固定資産		
ソフトウェア	—	424
無形固定資産合計	—	424
投資その他の資産		
繰延税金資産	43,199	46,838
長期差入保証金	65,707	97,388
その他	638	638
投資その他の資産合計	109,545	144,865
固定資産合計	208,191	278,147
資産合計	1,673,296	1,727,618

負債の部

流動負債			
預り金		2,304	1,403
未払収益分配金		1,209	1,373
未払手数料		31,456	27,624
その他未払金	* 2	121,208	* 2 404,914
未払費用		57,718	55,757
未払法人税等		13,071	9,928
未払消費税等		—	* 3 13,311
流動負債合計		226,968	514,312
固定負債			
資産除去債務		30,165	37,788
退職給付引当金		34,602	20,570
固定負債合計		64,768	58,358
負債合計		291,737	572,671
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		57,958	57,958
その他資本剰余金		—	100,000
資本剰余金合計		57,958	157,958
利益剰余金			
利益準備金		—	40,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		833,600	466,989
利益剰余金合計		833,600	506,989
株主資本合計		1,381,558	1,154,947
純資産合計		1,381,558	1,154,947
負債純資産合計		1,673,296	1,727,618

（２）損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	320,328	285,562
運用受託報酬	85,619	665,111
業務受託報酬	1,117,254	1,280,798
投資助言報酬	—	27,998
その他営業収益	121,635	105,240
営業収益計	1,644,838	2,364,711
営業費用		
支払手数料	322,231	828,722
広告宣伝費	1,797	3,397
公告費	2,406	590
調査費	45,720	71,524
図書費	305	476

委託計算費	11,624	11,501
通信費	5,524	5,871
印刷費	14,386	17,284
諸会費	1,628	1,590
販売促進費	4,960	50
営業費用計	410,587	941,009
一般管理費		
役員報酬	55,551	48,825
給料・手当	287,673	352,220
賞与	48,283	44,409
その他給与	14,292	16,326
法定福利費	34,729	40,407
退職給付費用	48,579	41,043
交際費	1,467	441
旅費交通費	1,374	1,516
租税公課	8,961	11,599
福利厚生費	1,535	1,345
事務委託費	491,018	555,900
不動産賃貸料	61,570	98,660
固定資産減価償却費	14,155	18,854
諸経費	105,591	115,951
一般管理費計	1,174,785	1,347,503
営業利益	59,466	76,197
営業外収益		
受取利息	2	8
営業外収益合計	2	5,962
営業外費用		
為替差損	1,326	—
その他	10	278
営業外費用合計	1,336	278
経常利益	58,131	81,881
特別損失		
固定資産除却損	— * 1	15,532
特別損失合計	—	15,532
税引前当期純利益	58,131	66,349
法人税、住民税及び事業税	20,247	13,000
過年度法人税等戻入額	△ 7,898	1,974
法人税等調整額	△ 1,942	11,573
法人税等合計	10,406	26,548
当期純利益	47,725	39,800

（３）株主資本等変動計算書

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

		株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			

当期首残高	490,000	57,958	—	57,958		785,875	785,875	1,333,833	1,333,833
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
合併による増加									
剰余金の配当									0
当期変動額合計	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
当期末残高	490,000	57,958	—	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	490,000	57,958	—	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—		39,800	39,800	39,800	39,800
合併による増加			100,000	100,000		33,587	33,587	133,587	133,587
剰余金の配当					40,000	△ 440,000	△ 400,000	△ 400,000	△ 400,000
当期変動額合計	—	—	100,000	100,000	40,000	△ 366,611	△ 326,611	△ 226,611	△ 226,611
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～20年 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業年度における負担額を計上しております。 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度における負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 43,367千円 器具備品 45,811千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 53,253千円 器具備品 50,690千円
＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 20,674千円	＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 18,136千円
＊3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。	＊3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
—	＊1 固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 8,361千円 器具備品 7,171千円 ＊2 営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 278千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
--	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年8月20日 臨時株主総会	普通株式	400	9,179	2019年9月30日	2020年8月20日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
1年内	64,018	94,856
1年超	309,335	363,488
合計	373,353	458,344

（金融商品関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

１．金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,269,311	1,269,311	-
(2) 未収入金	125,711	125,711	-
(3) 未収委託者報酬	45,395	45,395	-
(4) 未収運用受託報酬	14,943	14,943	-
(5) 長期差入保証金	65,707	67,582	1,874
資産計	1,521,068	1,522,943	1,874
負債			
(1) 未払手数料	31,456	31,456	-
(2) その他未払金	121,208	121,208	-
(3) 未払費用	57,718	57,718	-
負債計	210,382	210,382	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,269,311	-	-	-
未収入金	125,711	-	-	-
未収委託者報酬	45,395	-	-	-
未収運用受託報酬	14,943	-	-	-
長期差入保証金	-	-	65,707	-
合計	1,455,360	-	65,707	-

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,045,422	1,045,422	-
(2) 未収入金	102,827	102,827	-
(3) 未収委託者報酬	40,734	40,734	-
(4) 未収運用受託報酬	242,302	242,302	-
(5) 未収投資助言報酬	6,044	6,044	-
(6) 長期差入保証金	97,388	98,032	643
資産計	1,534,720	1,535,364	643
負債			
(1) 未払手数料	27,624	27,624	-
(2) その他未払金	404,914	404,914	-
(3) 未払費用	55,757	55,757	-
負債計	488,295	488,295	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬 (4) 未収運用受託報酬
及び (5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,045,422	-	-	-
未収入金	102,827	-	-	-
未収委託者報酬	40,734	-	-	-
未収運用受託報酬	242,302	-	-	-
未収投資助言報酬	6,044	-	-	-

長期差入保証金	-	-	97,388	-
合計	1,437,332	-	97,388	-

(有価証券関係)

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(共通支配下の取引等の注記)

第25期会計期間 (2020年9月30日)
1. 取引の概要 (1) 結合当事企業の名称 (存続会社) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社 (消滅会社) K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社（以下「K2AJ」） (2) 企業結合日 2019年10月1日 (3) 企業結合の方法 当社を存続会社、K2AJを消滅会社とする吸収合併 (4) 企業結合後の名称 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社 2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

(退職給付関係)

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
--	--

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 当事業年度より確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、30百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 250 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 34,852 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、13,727千円であります。	退職給付引当金の期首残高	- 千円	退職給付費用	34,852 千円	退職給付の支払額	△ 250 千円	退職給付引当金の期末残高	34,602 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、14百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>24,066 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△38,098 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 24,066 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,077千円であります。	退職給付引当金の期首残高	34,602 千円	退職給付費用	24,066 千円	退職給付の支払額	△38,098 千円	退職給付引当金の期末残高	20,570 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円
退職給付引当金の期首残高	- 千円																																				
退職給付費用	34,852 千円																																				
退職給付の支払額	△ 250 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	34,602 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円																																				
退職給付引当金の期首残高	34,602 千円																																				
退職給付費用	24,066 千円																																				
退職給付の支払額	△38,098 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	20,570 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円																																				

(税効果関係)

第24期
(2019年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	889,108
未払金	16,733
未払費用	12,173
資産除去債務	9,134
未払事業税	2,836
その他	3,421
繰延税金資産小計	933,408
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△ 876,024
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△ 9,134
評価性引当額小計（注1）	△ 885,159
繰延税金資産合計	48,249

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 5,049
繰延税金負債合計	△ 5,049

繰延税金資産の純額 43,199

(注)

1. 評価性引当額が239,557千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	247,416	268,890	268,061	104,739	-	889,108
評価性引当額	△ 234,333	△ 268,890	△ 268,061	△ 104,739	-	△ 876,024
繰延税金資産	13,083	-	-	-	-	(b) 13,083

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
評価性引当額	△ 22.51%
役員賞与等永久に損金に	
算入されない項目	21.19%
住民税均等割	0.50%
過年度法人税等戻入額	△ 13.59%
その他	<u>1.68%</u>
税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	17.90%

(税効果関係)

第25期
(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	641,691
未払金	16,017
未払費用	10,713
資産除去債務	9,186
未払事業税	3,042
その他	4,810
繰延税金資産小計	685,462
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△624,961
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△9,186
評価性引当額小計（注1）	△634,148
繰延税金資産合計	51,313

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 4,475
繰延税金負債合計	△ 4,475
繰延税金資産の純額	46,838

(注)

1. 評価性引当額が251,010千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	-	-	641,691
評価性引当額	△ 252,160	△ 268,061	△ 104,739	-	-	△ 624,961
繰延税金資産	16,729	-	-	-	-	(b) 16,729

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
評価性引当額	△ 25.21%
役員賞与等永久に損金に	
算入されない項目	17.41%
住民税均等割	0.44%
過年度法人税等戻入額	2.98%
その他	13.78%
税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	40.01%

(資産除去債務関係)

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
----------------------	----------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。	1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 29,831千円 時の経過による調整額 334千円 期末残高 30,165千円	期首残高 30,165千円 合併による増加額 7,285千円 時の経過による調整額 337千円 期末残高 37,788千円

（セグメント情報等）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
405,948	1,073,910	162,179	2,799	1,644,838

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプレートン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,042,889

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
978,672	1,135,118	249,662	1,257	2,364,711

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,135,118

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（関連当事者）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	51,912千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	23,533	その他未払金	20,674

（注） １． 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

２． 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンブルトンカンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	153,229 491,018	未収入金 その他未払金	12,278 33,941

同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	4,042千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,042,889	未収入金	81,303
								55,829	その他未払金	5,090

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプレトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプレトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	49,511千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	21,698	その他未払金	18,136

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレトン・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	229,433 555,869	未収入金 その他未払金	17,199 46,838

同一の親会社を持つ会社	フランク リン テン ブルトン インター ナショナル サービス S.A.R.L	ルクセ ンブル グ	4,127千 ユーロ	資産運用 会社	無し	業務委託 関係	業務の受託 業務の委託	1,135,118 48,649	未収入金 その他 未払金	83,945 4,079
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S ネジメン トカンパ ニーズ エル シー	マ アメリ カ合衆 国コネ チカッ ト州	0米ドル	資産運用 会社	無し	業務委託 関係	業務の受託 業務の委託	10,850 541,759	未収入金 その他 未払金	679 269,165

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	31,701.67円	1株当たり純資産額	26,501.77円
1株当たり当期純利益金額（注）	1,095.13円	1株当たり当期純利益金額（注）	913.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益（千円）	47,725	39,800
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	47,725	39,800
期中平均株式数（株）	43,580	43,580

（重要な後発事象）**グループ会社との企業結合**

当社は、2020年10月8日開催の取締役会において、当社、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社およびレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併契約を締結することを決議し、承認され、2020年10月8日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約書に基づき、2021年4月1日付で両社は合併を予定しております。

(1) 取引の概要**1. 結合当事企業の名称及び事業内容**

結合当事企業の名称： レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「LMJ」）
事業の内容： 資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を消滅会社、LMJを存続会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供や、より幅広い運用戦略の中から顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ

れのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社としました。

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2020年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州FG証券株式会社 ^{※1}	3,000百万円	
東海東京証券株式会社 ^{※2}	6,000百万円	
とうほう証券株式会社 ^{※1}	3,000百万円	
野村證券株式会社 ^{※3}	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行） ^{※4}	1,760,904百万円	

株式会社鹿児島銀行 ^{※1}	18,130百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円 (2020年10月1日現在)	
株式会社新生銀行 ^{※1}	512,204百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社東邦銀行 ^{※1}	23,519百万円	
株式会社栃木銀行	27,408百万円	
株式会社長崎銀行	6,121百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	

※1 「毎月分配型」についてのみ取扱いを行います。

※2 「年2回決算型」についてのみ取扱いを行います。

※3 「毎月分配型」についてのみ取扱いを行います。ただし、受益権の新規の募集の取扱いはいきません。

※4 受益権の新規の募集の取扱いはいきません。

（3）投資顧問会社

① 名称

ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

② 資本金の額

非公開

③ 事業の内容

オーストラリアにおいて資産運用業務等を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（2）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（3）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

（3）投資顧問会社

直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 8月28日	臨時報告書
2020年11月17日	有価証券届出書
2020年11月17日	有価証券報告書
2020年11月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注

記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）の2020年8月18日から2021年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）の2021年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）の2020年8月18日から2021年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）の2021年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年9月30日開催の取締役会において、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付で合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間

財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。